

千葉県産業支援技術研究所研究者行動規範

千葉県産業支援技術研究所（以下「産技研」という。）の研究者は、千葉県の産業振興を担う技術者として特定の権威や組織の利害から独立して、自らの専門的な判断により真理を探求するという権利を享受するとともに、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有し、社会から倫理的な判断と行動を為すことを求められている。

産技研の研究者は、より豊かな人間社会の実現に寄与するために、常に社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、そして政策立案・決定者との健全な関係の構築と維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律しなければならない。

産技研は、ここに研究者行動規範を定め、産技研における研究に従事する、全ての者の規範とする。

1. 研究者の行動について

産技研の研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力等の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

2. 自己の研鑽について

産技研の研究者は、科学の自律性が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

3. 研究者の責務について

産技研の研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、こうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

4. 説明と公開について

産技研の研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

5. 研究活動について

産技研の研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに、責任を負わなければならない。

6. 研究環境の整備について

産技研の研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持についても自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

7. 研究対象などへの配慮について

産技研の研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対する態度は、真摯な態度でこれを扱う。

8. 他者との関係について

産技研の研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

9. 研究費の適性な使用等について

産技研の研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則等を遵守する。公的研究費を含む全ての研究費が、当該研究に対する援助として配分された理由を十分に認識し、交付を受けた全ての研究費について、研究計画に沿って適正に使用する。

10. 差別の排除について

産技研の研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、性差、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

11. 利益相反について

産技研の研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

平成27年4月1日 制定

以上